

被扶養者の資格の確認をお願いします

■ 短時間労働者（パート・アルバイト）の社会保険適用拡大について

平成 28 年 10 月から短時間労働者（パート・アルバイト）の社会保険の適用基準が拡大されます。以下の加入要件をすべて満たすご家族（被扶養者）は、勤務先の社会保険に加入することになります。

・加入条件

- ① 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上
- ② 月額賃金が 88,000 円以上
- ③ 雇用期間が継続して 1 年以上見込まれる
- ④ 学生でない
- ⑤ 従業員 501 人以上の企業（特定適用事業所）に勤めている

厚生労働省のホームページ「社会保険の適用拡大」について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/2810tekiyoukakudai/>

ご確認いただきたいこと

- ご家族（被扶養者）の方が対象となるかをご確認いただき、対象となる方が勤務先から健康保険証を受け取られたら、直ちに被扶養者の削除の手続きをお願いいたします。

※扶養から削除する場合は、「家族を健保の扶養からはずすとき」をご覧ください。

<http://www.inx-kenpo.or.jp/index.php>

ご注意
ください

被扶養者の資格がない場合は、「届出」の日ではなく、資格が喪失となる「事由が発生した日」に遡って被扶養者資格が喪失します。資格喪失後に保険証を使って医療機関等に受診していた場合は、健保組合が負担した医療費を遡って返還していただくことになります。

以上